

第 24 期 第 33 回
別海町農業委員会総会議事録

令和5年2月28日 開会

別海町農業委員会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 5 年 2 月 2 8 日)

○開催日時 令和 5 年 2 月 2 8 日 (火)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（23名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
4番	市	川	義	晴	5番	石	毛		剛
6番	藤	田	浩	義	7番	中	洞		薫
8番	加	藤	真	純	9番	畠	山	友	子
10番	大	内	敏	光	11番	芳	賀	健	均
13番	小	島		敏	14番	羽	石	宏	一
15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	良	幸
17番	阿	部		浩	18番	藤	井	一	実
19番	木	幡		誠	21番	山	田	良	雄
22番	押	田	賢	二	24番	伊	藤	一	吉
25番	竹	花	新	吉					

○欠席委員（4名）

12番	中	村	繁	男	20番	浦	山	宏	一
23番	林		武	雄					

○農業委員会事務局出席職員

総務担当	主幹	椋	木	直	人
農地調整担当	主査	山	下	真	弘
農地調整担当	主任	志	渡	正	勝
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一	真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

15番	加	藤	和	広	16番	内	藤	宏	幸
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席1.5番 加 藤 和 広 ⑩

議席1.6番 内 藤 宏 幸 ⑩

◎開会宣言

○事務局（機木主幹）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 6 件、議案 6 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 33 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 23 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 12 番中村委員、20 番浦山委員、23 番林委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。15 番加藤和広委員、16 番内藤委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 3 件ございます。1 号及び 2 号につきまして、本年 1 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。3 号については、農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について一時貸付けを行う内容です。旧所有者については [] さんとなっております。今後の取り

扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、[] 番地、[]。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [] 円。

第2号、あっせん候補者、同上。あっせん対象地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、[] 丁目 [] 番 [] - [] 号、[]。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [] 円。

第3号、あっせん候補者、[] 番地の []、[]。あっせん対象地、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間 [] 円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては18番藤井委員、2号につきましては8番加藤真純委員、3号につきましては14番羽石委員。それでは1号を藤井委員お願いします。

○18番 藤井委員

御説明いたします。[] さんの畑ですけれども、1月の総会でご報告があったと思いますが、この度、北海道農業公社の買上げが決まりまして、[] と [] があっせん対象者となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号を8番加藤真純委員お願いします。

○8番 加藤真純委員

はい。2号についてですが、元の所有者が [] さんでありまして、昨年亡くなくなれました。弟である [] さんが相続いたしまして、今回、近隣の方々に購入希望者が出ておりますので、農用地等売渡事業において北海道農業公社が一時買上げをすることになった案件であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を14番羽石委員お願いします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。[] さんの畑でして、調整の結果、[] さ

んに決まり、5年後の買取を目指しているものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は5件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第5号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。農地の所有者、[]番地、[]。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]㎡。農地の所有者、[]丁目[]番[]－[]号、[]。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

次号から5号までの農地の所有者、あっせん委員は同文ですので朗読を省略させていただきます。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]万[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては18番藤井委員、2号から5号につきましては8番加藤真純委員。それでは1号を藤井委員お願いします。

○18番 藤井委員

はい、御説明いたします。先程の報告1号で御説明いたしました[]さんの土地なのですが、北海道農業公社の事業に乗れなかった部分を[]が一般あっせんで取得するものです。

○議長（小野会長）

続きまして、2号から5号を8番加藤真純委員お願いします。

○8番 加藤真純委員

はい、こちらも先程の報告1号で説明した土地の北海道農業公社の買上げにならなかった部分を一般あっせんで売買するものです。よろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年10月31日開催の第29回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海農業振興地域整備計画変更における計画変更完了通知がありました2月2日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第4号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和3年度及び令和4年度農地転用許可申請を行った案件につきまして、令和5年1月27日に現地調査を行ったものであります。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、内容、事業完了年月日のみの朗読とさせていただきます。

第1号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、牛舎外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和3年12月31日。

第2号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、牛舎外、計[] m^2 。事業完了年月日、同上。

第3号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、堆肥盤外、計[] m^2 。事業完了年月日、同上。

第4号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、従業員宿舍外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和4年4月30日。

第5号、申請者、[]番地、[]。内容、農業用施設建設外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和4年6月30日。

第6号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、スタックサイロ、計[] m^2 。事業完了年月日、令和3年11月29日。

第7号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、育成舎外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和4年10月31日。

第8号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、バンカーサイロ外、計[] m^2 。事業完了年月日、令和4年12月31日。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第5号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和3年度に農地転用許可申請があった案件につきまして、令和5年1月27日に現地調査を行ったものであります。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、内容、事業完了年月日のみの朗読とさせていただきます。

第1号、申請者、[]番地の[]、[]
[]。内容、従業員宿舍外、計[]m²。事業完了年月日、令和3年12月31日。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

15番加藤和広委員。

○15番 加藤和広委員

永久転用の現地確認もしなければならないということで、急遽、事務局の方で現地確認を行ったのだと思うのですが、今後、一般の転用の確認と同じく委員が回るような形になるのでしょうか。

○事務局（山下主査）

委員さんに現地確認していただく案件は、基本的に一時転用の案件です。永久転用の確認につきましては、事務局が現地確認を行います。

○15番 加藤和広委員

はい、わかりました。

○議長（小野会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長(小野会長)

日程6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(山下主査)

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は11件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしてありました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 議案第1号

○議長(小野会長)

日程第7 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約につい

て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は1件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成25年12月2日から令和5年9月29日まで。合意解約成立の日、令和5年1月31日。土地の引渡しの時期、令和5年1月31日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査

表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である三男の妻に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、義父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和5年2月28日から40年間。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由及び貸借期間は前号と同文です。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長女に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間は前号と同文です。

第5号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地、[]。譲受人、[]番地、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、合計[]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、管理を受託している[]を自己所有地として管理運営を行うため譲り受けるものである。売買価格は[]円、ヘクタール当たり約[]円です。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして26番信夫代理、2号と3号につきまして15番加藤和広委員、4号につきまして5番石毛委員、5号につきまして8番加藤真純委員。ここで5号は[]に関する案件ですので、[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により

一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは5号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、御説明いたします。この土地の売り渡しの状況については議案に記載のとおりで、今まで町が所有していた土地を 〇〇 の 〇〇 が管理受託していたのですが、今回 〇〇 が所有して近隣農家と一緒に利用するという形になるとのことですのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは議案第2号の5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号の5号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 〇〇 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開します。

続きまして、1号につきまして26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

はい、御説明いたします。一昨年に 〇〇 さんと息子さんである 〇〇 さんとの間で使用貸借の手続きをとられたのですが、昨年 〇〇 さんが不慮の事故で亡くなりまして、それによって使用貸借の契約が消滅したことから今回新たに 〇〇 さんの奥さんである 〇〇 さんとの使用貸借になります。また、 〇〇 さんにつきましてはTMRセンターに加盟されている関係上、別紙記載のような機械所有となっております。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号と3号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明します。2号の 〇〇 さん、3号の 〇〇 さん、それぞれ期間満了による再設定案件ですのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号につきまして5番石毛委員お願いいたします。

○5番 石毛委員

はい、説明します。[]さんと後継者で娘さんの[]さんとの使用貸借による再設定の案件となります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号の1号から4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[]
[]^m。目的、農業用施設建設。計画内容、D型倉庫外、計[]
[]^m。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。
土地利用計画、農用地。転用者、[]番地[]、[]
[]。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の

説明を求めたいと思います。14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。去年の11月に芳賀委員と木幡委員で現地を調査してまいりました。現場は事務所の北側に面しており、防風林と道路の間にあるスペースで、必要最低限であり転用はやむを得ないと見てまいりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]。面積、[]
[]²。契約内容、使用貸借。目的、砂、火山礫、土の採取。計画
内容、砂採取量外、[]³。転用基準、区分、農用地。許可理由、
農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、
[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]
[]番、[]。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の

説明を求めたいと思います。1 番及川委員お願いいたします。

○1 番 及川委員

はい、御説明いたします。昨年 9 月に山田委員、伊藤委員と一緒に見てきたのですが、継続の案件で全く問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第 4 号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第 4 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 4 号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 1 1 議案第 5 号

○議長（小野会長）

日程第 1 1 議案第 5 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第 5 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項により決定を求める。

本案は全部で 1 3 件ございます。内訳は所有権の移転が 7 件、利用権の設定が 6 件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

所有権の移転の 1 号及び 2 号につきましては報告第 1 号、3 号から 7 号につきましては報告第 2 号と内容が重複しておりますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第 1 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、令和 5 年 3 月 1 日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和 5 年 4 月 1 3 日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第 7 号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの日、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第 2 号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、 円。対価の支払い期限、同上。

第3号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、[]円。対価の支払い期限、令和5年3月31日。

次号から第7号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略します。

第4号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[]円。

第5号、所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、[]円。

第6号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[]円。

第7号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、[]円。

続いて、利用権の設定です。利用権の設定の第1号につきましては報告第1号と内容が重複しておりますので、設定する利用権から朗読いたします。

第1号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和5年3月1日。終期、令和9年12月26日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第6号までの利用権の種類、始期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]、[]m²。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、内容、同上。終期、令和5年9月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、同上。調整委員、加藤真純委員、畠山委員。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和10年2月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年、10月20日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、及川委員、大内委員。

第4号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権の設定をする土地、[]－[]他[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、利用権の種類、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和10年2月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年、10月20日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

第5号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]

。利用権を設定する土地、[]

ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第6号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、内容、同上。終期、令和8年2月28日。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、毎年、11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、石毛委員、加藤和広委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第1号から第7号と利用権設定の1号につきましては報告第1号、第2号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の2号につきましては8番加藤真純委員、3号から5号につきましては1番及川委員、6号につきましては5番石毛委員。

それでは、利用権の設定の2号につきましては8番加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、御説明いたします。この案件は先程議案第1号で合意解約のあった土地で、旧所有者の さんが離農されたことに伴いまして、近隣の さんが引き続き利用することになったことによる一時貸付の変更となった案件です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号から5号につきましては1番及川委員お願いいたします。

○1番 及川委員

はい、御説明いたします。3件とも同条件で賃貸を5年間延長することになりました。継続案件ですのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、6号につきましては5番石毛委員お願いいたします。

○5番 石毛委員

はい、御説明いたします。羊農家の さんが、親戚である さんが所有している施設を現在使わせてもらっており、その周りの農地1ヘクタールほどを賃借するものですのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。それでは、議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、 — 。面積 ㎡。利用状況、雑種地。所有者、 番地の 、 。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、御説明いたします。11月15日に芳賀委員、羽石委員、事務局で見てきました。今建っている住宅の道路を挟んで向かいに後継者住宅を建てる予定とのことで、雑種地として問題ないものと見てまいりましたのでよろしくをお願いします。

○議長（小野会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもって、第３３回総会を閉会します。